

## 【 I . 本人が申請する場合】

### 番号確認

- ・個人番号カード
- ・通知カード

(上記書類の提示が困難な場合)

- ・住民票の写し, 住民票記載事項証明書

(上記書類の提示が困難な場合)

市が認める

- ・自身の個人番号に相違ない旨の申立書 (作成日から6か月以内)
- ・国外転出者に還付される個人番号カード又は通知カード

(注) 郵送の場合は写しで可

### 身元確認

- ・個人番号カード
- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書
- ・旅券
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書

高知市が認めるもの

- ・写真付き身分証明書
- ・写真付き社員証
- ・写真付き資格証明書(※1)
- ・戦傷病者手帳
- ・ICカード等の情報を読み取り, パソコンに表示させ確認する方法
- ・高知市から送付されるプレ印字申告書(高知市に対して当該書類を使用して提出する場合のみ)
- ・事業所等から送付される個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)がプレ印字された書類(事業所等に対して当該書類を使用して提出する場合のみ)
- ・手書き申告書等に添付された未記入のプレ印字申告書

### 上記書類の提示が困難な場合

(租税に関する事務の場合)

- ・公的医療保険の被保険者証
- ・年金手帳(基礎年金番号をマスキング等)
- ・児童扶養手当証書
- ・特別児童扶養手当証書 等の確認
- ・申告書等に添付された書類であって, 本人に対し一に限り発行・発給された書類又は官公署から発行・発給された書類に記載された氏名, 生年月日又は住所の確認
- ・申告書等に記載されている預貯金口座の名義人の氏名, 金融機関・口座番号等の確認
- ・調査において確認した事項等の個人番号の提供を行う者しか知り得ない事項の確認

(上記書類の提示が困難で, 還付請求でないとき)

市認

- ・修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額又は税額等
- ・更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額, 税額等

以下の書類を2つ以上

高知市が認めるもの

- ・学生証(写真なし)
- ・身分証明書(写真なし)
- ・社員証(写真なし)
- ・資格証明書(写真なし)(生活保護受給者証, 恩給等の証書等)
- ・地方税, 国税, 社会保険料, 公共料金の領収書(6か月以内)
- ・納税証明書(6か月以内)
- ・印鑑登録証明書(有効なもの又は6か月以内)
- ・戸籍の付票の写し(謄本若しくは抄本も可)  
(有効なもの又は6か月以内)
- ・住民票の写し, 住民票記載事項証明書(有効又は6か月以内)
- ・母子健康手帳(有効なもの又は6か月以内)
- ・特別徴収税額通知書(給与所得の特別徴収税額通知書, 公的年金等の特別徴収税額通知書)
- ・退職所得の特別徴収票
- ・納税通知書
- ・源泉徴収票(給与所得の源泉徴収票, 退職所得の源泉徴収票, 公的年金等の源泉徴収票)
- ・支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書, オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書, 上場株式配当等の支払通知書)
- ・特定口座年間取引報告書